

公益目的支出計画実施報告書

1. 主務官庁への定期提出書類

事業内容や残余財産の帰属が法人の自治に委ねられている一般社団法人に、従来の公益法人として税制上の優遇措置を受けて形成された財産を移行することによって、無制限に公益目的以外に費消することは適当ではないと考えられています。そこで、従前の法人格を継続したまま通常の一般社団法人に移行させた上で、移行時点の正味財産に相当する額を、移行後、計画的に公益事業に支出させ、それを主務官庁へ定期的に報告することを義務化したものです。

その義務期間は、移行認可時に申請した計画期間が認定されたものです。

2. 公益目的財産額

移行認可時の前日平成25年3月31日現在の正味財産期末残高「75,827,368円」が残余財産で確定した「公益目的財産額」です。

3. 当年度の概要

当年度の計画公益事業への支出状況は、正味財産増減計算書内訳表の会計区分・実施事業等会計の経常収益計、経常費用計及び当期経常増減額を参照して下さい。

公益目的収支差額（当年度計分）		正味財産増減計算書内訳表
実施事業収入の額	28,908,200 円	経常収益計
公益目的支出の額	30,879,029 円	経常費用計
公益目的収支差額	1,970,829 円	当期経常増減額

4. 完了予定事業年度

残余財産額確定日現在の公益目的財産額を毎年計画された公益目的収支差額で除した期限が計画上の完了見込日「令和16年3月31日」の「10年間」です。

公益目的財産残額（累計年度分）		ご参考事項
当初公益目的財産額	75,827,368 円	上記2
公益目的収支差額累計	48,693,090 円	平成 25 年度以降累計金額
公益目的財産残額	27,134,278 円	令和 16 年 3 月（0円）完了